

「鳥取県青少年健全育成条例（案）」に対する意見募集結果の概要

青少年・家庭課

1 パブリックコメントの募集等

「鳥取県青少年健全育成条例（案）」について、次のとおり県民の皆様から意見を募集しました。

- (1) 募集期間 平成24年8月21日（火）から9月3日（月）正午まで
- (2) 周知方法 条例案をホームページで公開するとともに、県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館及び市町村役場窓口で概要チラシを配架した。また、報道機関への資料提供、関係団体、店舗などへ概要チラシを郵送した。

区 分	意見件数	実人数
県内者（不明を含む）	39件	25人
県外者	16	10
計	55	35

2 意見の内容とそれに対する考え方（県内者）

(1) 賛成意見

意見の概要	県の考え方
1 大賛成である。早期に実施されることを願っている。一人でも被害者を減らすべく積極的に条例の網をかけて欲しい。	賛同いただきました。
2 県の姿勢として、注意喚起の為にも明記する事は大切なので良いと思う。早め早めに条例改正して欲しいと思う。	
3 追加項目は大変重要と思われるが、改正案では罰則がないので、罰則を伴う新しい条文を設けたほうがよい。	今回は罰則のない自主規制ですが、今後罰則を伴う、図書類の有害指定も検討します。
4 条例見直しは大変良いことです。違反したら罰則でなく営業権を永久に剥奪するという罰則にしないとイケないと思う。	

(2) 反対意見

意見の概要	県の考え方
1 規制、規制で社会が良くなると思えない。社会に規制を持ち込むことで犯罪が横行する。	青少年は、成年に比べ、情報の影響を受けることが大きいことから、青少年に対する情報については、一定の制限を行い、青少年を害悪から保護することが必要と考えています。今回の改正は、本県青少年が違法ドラッグ被害に遭わないようにするため必要なものと考えます。
2 良くないものを与えないという施策だけでなく、自ら考えて良くないものを選ばない人間を育成する施策を検討していただきたい。	
3 薬物を賛美する作品は皆無といってよい。それどころか絶対悪として描かれているのが殆どである。著作物を規制すれば改善するという言説には大いに疑問を感じる。	
4 創作物の漫画・アニメの表現はフィクションであり、脱法ハーブ対策の一環として漫画・アニメの規制は、公権力の圧力であり、事実上の強制は許せない。	
5 薬の道具が出る「ドラえもん」、睡眠薬を使って相手を眠らせる「名探偵コナン」など、薬がでてくるものを幅広く規制してしまうので、改正案に反対する。	
6 改正案のようなあいまいな基準では自主規制のやりようがない。	自主規制対象となるのは「薬物乱用をおおる、唆す、又は助ける」ものであり、薬物が出てきただけで規制対象にするわけではなく、薬物の乱用を賛美又は奨励するなどの内容のものを自主規制の対象と考えており、その考え方（基準）などについて、今後広報をしていきます。
7 脱法ハーブ等の描写が一部でもあるとして規制対象とすれば、範囲が非常に広がってしまい、表現の自由の侵害となってしまう可能性もあるのではないかと。	
8 どのような内容が薬物の使用を誘発するのか。これに抵触する図書類の定義とは？という規制対象の曖昧さが問題	

である。薬物が登場するからといって、すべてを規制対象とするのは、この条例の本来の目的に合致していない。より一層の定義や対象範囲の厳格化を求めます。	
9「薬物対策」として必要なのは、学校などの公共空間における地道な啓発活動と、薬物依存に走ってしまうストレス状態に陥りそうな子どもへのサポートである。	薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭キャンペーンや薬物乱用防止指導員による学校等での講演（小～高、毎年30校程度）などの啓発活動を実施しており、引き続き啓発に努めてまいります。
10 インターネットには悪意ある情報などもあふれている。フィルタリングが大事だが、その前に何が悪いことなのかを教える方が先ではないか。	青少年条例第12条の2（インターネット利用環境の整備）により、保護者は、有害情報について、青少年に適切な判断能力を身に付けさせるよう努力規定を設けています。また県教育委員会でもケータイ・インターネット教育を啓発推進に取り組んでいます。
11 改正案に示されているような図書類は、県内の書店では、ほとんど一般販売に供されていないので、規制を行っても、その実効性に疑問が残る。	県内のほとんどの書店が青少年育成等の観点から、従前から一般販売されていないとお聞きしており、皆様がまさに今回の改正条例を先取り実施していただいているものと考えますので、引き続きの御配慮をお願いします。
12 薬物、脱法ハーブ等の販売そのものを規制する方が、実効性においても重要ではないか。	御意見のとおり重要なことであるので、既に薬事担当の所属と連携して検討しています。
13 脱法ハーブ対策に映画などの「作り物」を規制するより、脱法ハーブそのものを厳しく規制した方が効果的だと思う。	
14 鳥取県で脱法ハーブそのものの確認はされていないが、図書類の規制を先んじて進めるのはなぜか。	全国的には脱法ハーブが原因とされる事件が発生しており、鳥取県にこういったものが蔓延しないよう、今後、規制を検討していきます。その中で青少年の分野で対応が急がれるため、まずは初動として薬物乱用を助長するような図書類を青少年に販売しないよう自主規制を設けること等とするものです。
15 脱法ハーブ等については、現在、刑法上の取り扱いが検討されている時期かと思えます。それを取り扱った本、映像について、一般読者としては思い浮かばない。なぜ今の時期に見直しが必要なのでしょう。	
16 今回規定する自主規制基準を将来的に有害図書指定基準に盛り込むことは考えているのか。	

### 3 県外者の意見

- ・行政は言論活動や創作表現について不介入を貫くべきであり、メディア・リテラシー教育の普及と、ゾーニング（言論表現情報の区分開示）の充実支援と知る権利の保護に努めるべきである。
- ・複数の調査結果などから「麻薬を助長するおそれのある書籍、映画作品等を見ても、麻薬を使おうという気は起こらない。」という結果が導き出せるので、本改正案には実効性が望めないと判断し、廃案とするのが妥当である。
- ・あおる、唆す、又は助けるの基準が曖昧である。ワンシーンでそういった描写があるから規制などとしなくて、あおる行為や唆す行為が全編に使われているものなどに限定して欲しい。
- ・フィクションの薬物表現を規制しても、薬物被害が減少するとは思えない。
- ・規制を創作物に持ち込むことは表現の自由の侵害である。「薬物の描写」はミステリーやサスペンスのジャンルでは演出上多く描かれているが、その描写が薬物犯罪を引き起こす原因ではない。実在の被害者も加害者も存在しない創作物をチェックする時間があるなら、一件でも確実に違法薬物を取り締まるのが薬物依存、薬物犯罪を防ぐ唯一で確実な方法である。